

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委 託 名 令和7年度倉敷市生活保護受給者保健指導業務委託
- 2 履 行 場 所 ○○○○
- 3 履 行 期 間 契約締結日 から 令和8年3月31日 まで
- 4 委 託 料 金 ○○○○円
(うち消費税及び地方消費税額 ○○○○円)
- 5 契約保証金 倉敷市財務規則(昭和42年倉敷市規則第22号)第175条第3号に該当する場合は免除する。
- 6 業 務 目 的 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護者の健康の保持及び増進を図るため、被保護者健康管理支援事業として厚生労働省が定める特定保健指導に準じた保健指導を実施することにより、保健指導の対象者が生活習慣病等の早期改善又その予防を図ることができるようになることを目的とする。
- 7 業 務 内 容 別紙:「仕様書」に示す内容

上記の業務委託について、委託者 倉敷市(以下「甲」という。)と受託者 ○○○○(以下「乙」という。)との間において、各々対等な立場における合意に基づいて次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年○○月○○日

甲 岡山県倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

乙 ○○○○
○○○○
代表取締役 ○○○○

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書及び仕様書等（別紙の令和7年度倉敷市生活保護受給者保健指導業務委託仕様書（以下「仕様書」という。））に基づき、この契約（本契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、本契約における委託業務（以下「業務」という。）を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に仕様書に示す納入成果物（以下「成果物」という。）を完成及び納品し、甲は、完了検査をもって、頭書記載の委託料（以下「委託料」という。）を乙に支払うものとする。

3 甲は乙に対し、業務を完成させるために必要な指示を行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 乙は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲と乙との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約に係る調停の申立て又は訴訟の提起については、岡山地方裁判所をもって、合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(報告書の提出)

第2条 乙は、頭書の業務が完了したときは、速やかに当該期間の業務完了報告書及び成果物（以下「報告書等」という。）を甲に提出しなければならない。

(完了検査)

第3条 甲は、前条の報告書等を受領したときは、速やかに完了検査を実施するものとする。

2 甲は、報告書等に不備等があると認めるときは、不備等の内容に不備等と判断した理由を付して、乙に手直し、やり直し又は改善等（以下「手直し等」という。）を命ずることができる。

3 乙は、手直し等を甲に命じられたときは、速やかにこれに対応し、手直し等の完了を甲に通知し、再度完了検査を受けるものとする。

4 完了検査に要する費用は、乙の負担とする。

(請求及び支払)

第4条 委託料は一括払いとし、乙は、甲が前条の規定による検査又は確認の結果適正と認めるときは、委託料を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権等)

第6条 乙は、甲に対し、本業務の成果品に関するすべての著作権を譲渡するものとする。ただし、著作権の譲渡に関し別途協議を行った場合、この限りでない。

2 甲は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、乙は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。

3 乙は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、本業務の遂行上知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、本業務の実施に関し個人情報を取り扱う場合は、倉敷市個人情報保護条例（平成12年倉敷市条例第6号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(資料の提出等)

第10条 乙は、甲に対して本業務の遂行に必要な資料及び磁気化されたマスターデータ（以下「資料等」とする。）の貸与を求めることができる。この場合において、甲は、資料等が必要と認められる場合、乙に貸与するものとする。

2 乙は、資料等のうち甲から返還の請求を受けたものは、速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が返還を請求しない資料等は、乙において焼却等の方法により厳正に処分しなければならない。

3 乙は、貸与を受けた資料等について、いかなる事由があるとも第三者に提供してはならない。

(監督及び調査)

第11条 甲は、乙に対して本業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(報告義務)

第12条 乙は、次の各号に掲げる事項が生じた場合には、速やかに甲に報告するとともに、適切な処置を講じなければならない。

- (1) 乙の責めに帰する理由により、委託業務について納期遅滞の恐れが生じた場合
- (2) 天災、火災、不可抗力の事故、長期にわたる停電及び乙の責めに帰さない事由により、納期遅滞が生じた場合
- (3) 事故が発生した場合
- (4) その他、甲が必要と認めた場合

(契約不適合責任)

第13条 甲は、乙の実施する業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して当該契約不適合の履行の追完を求めることができる。ただし、その履行に過分の費用を要するときは、甲は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、乙は、民法第562条第1項ただし書にかかわらず、甲が請求した方法により履行の追完をしなければならない。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ業務の目的を達することができない場合において、乙の履行が追完しないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間)

第14条 前条の場合において、完了検査後1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が業務の履行にあたりその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

(危険負担)

第15条 委託業務の実施中において、乙の受けた損害については、甲はいかなる責めも負わない。ただし、甲の責めに帰する理由によるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 本業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、本業務の実施に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

3 乙は（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、乙は、甲の請求に基づき、委託料（この契約締結後、委託料の変更があつた場合には、変更後の

委託料)の10分の1に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても同様とする。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該機関(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96号の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 乙が前項の損害賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 5 第3項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。
- 6 第3項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる。

(甲の催告による契約解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に業務の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務の全部を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙又はその代理人その他使用人等が、第3条の検査の執行を妨げたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない契約解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させたとき。

(2) 業務の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 乙が業務の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 業務の性質により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 乙が、業務に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の取り消し処分又は停止処分等を受けたとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(9) 第22条又は第23条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条 第 17 条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による解除をすることができない。

（甲の任意解除権）

第 20 条 甲は、業務が完了しない間は、第 17 条及び第 18 条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（1） 第 17 条又は第 18 条の規定によりこの契約が解除された場合

（2） 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

（1） 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

（2） 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

（3） 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（第 18 条第 8 号又は第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

（乙の催告による解除権）

第 22 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したとき

における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が必要があると認め仕様書等を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が必要があると認め業務を中止した場合において、業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項又は前条の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条又は前条第1項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、

乙は、前2条の規定による解除をすることができない。

(協議事項)

第25条 この契約に定めのない事項は、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）によるもののほか、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了直後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第 10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第 11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。乙はこの契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して損害の賠償を請求することはできないものとする。